

## 第4章 県職員の給与と人事委員会勧告

# 県職員の給与と人事委員会勧告

令和6年10月

島根県人事委員会

## 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

### 均衡の原則

職員の給与は、  
・生計費  
・国及び他の地方公共団体の職員の給与  
・民間事業の従業員の給与  
・その他の事情  
を考慮して定められなければなりません。

(地方公務員法第24条第2項)

### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のようには、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。  
この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

## 人事委員会勧告の位置付け

### 【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。  
(地方公務員法第14条)

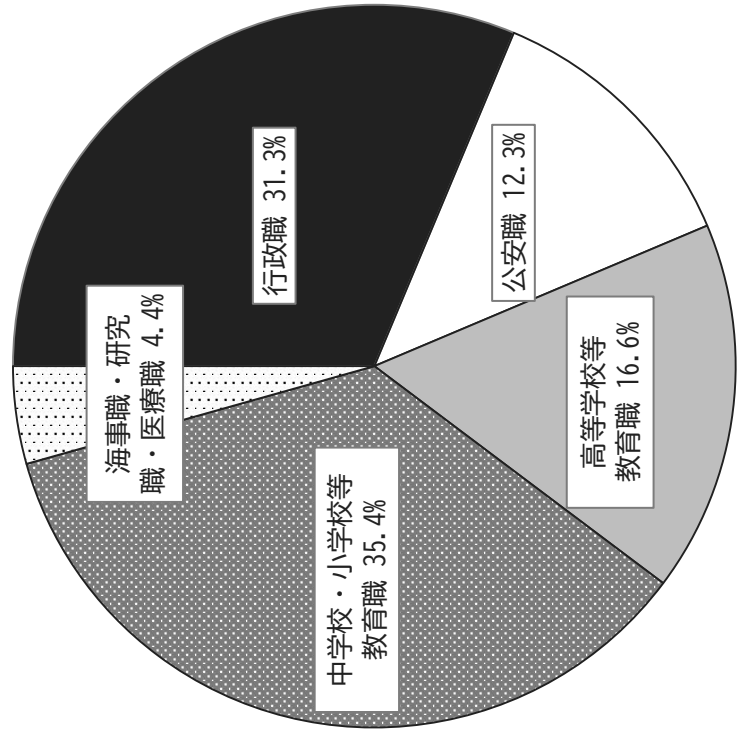
### (給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。  
(地方公務員法第26条)

## 給与勧告の対象職員

令和6年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は、11,697人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,662人で全体の31.3%を占めています。また、小・中学校等、高等学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,082人（全体の52.0%）、警察官である公安職給料表適用職員が1,443人（全体の12.3%）となっています。

（注） 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合があります。



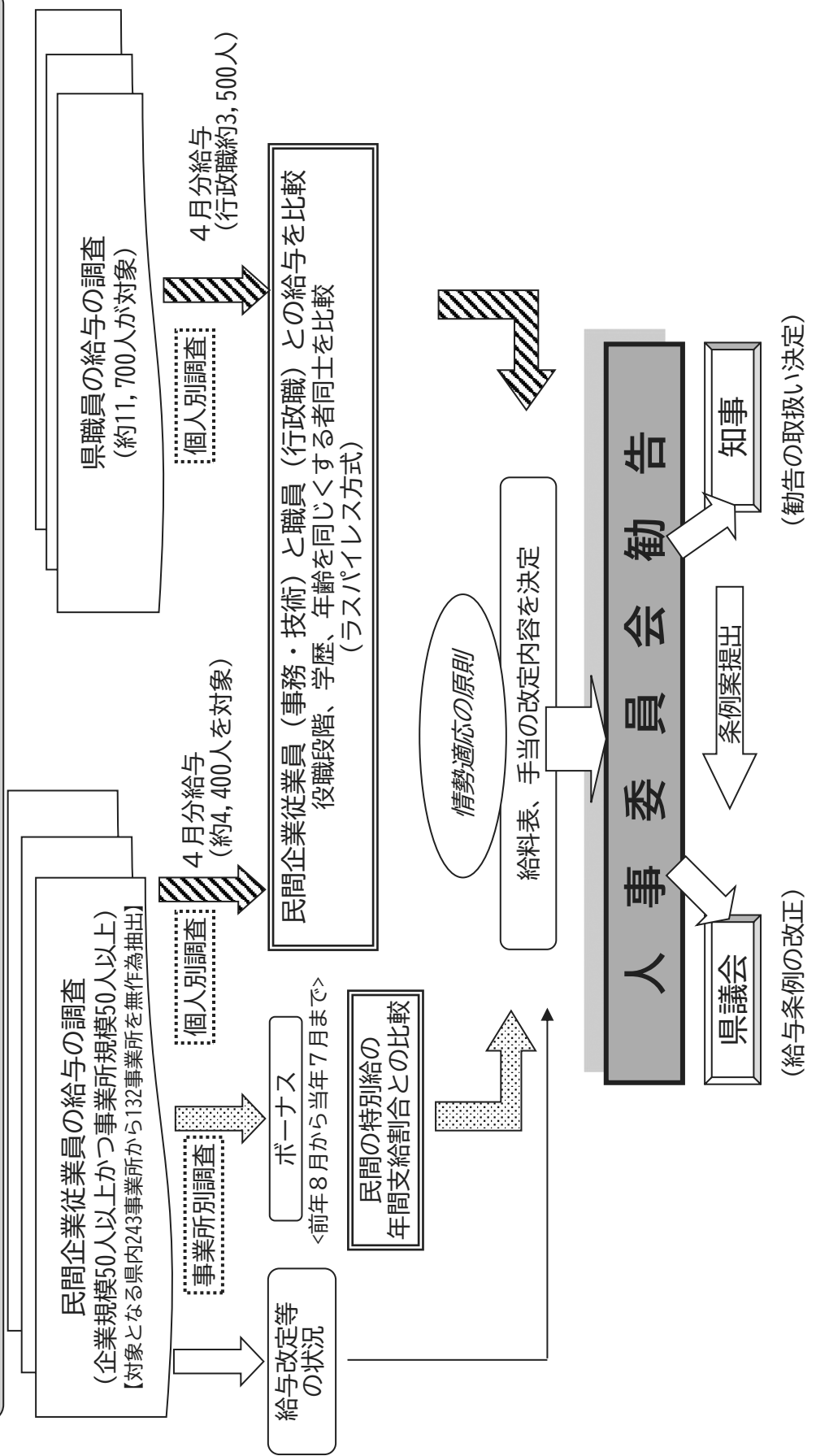
(単位：人)

給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,662
公安職給料表	警察官	1,443
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	45
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	223
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	57
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	98
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	87
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	1,943
中学校・小学校等教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4,139
計		11,697

※ 上記職員の外に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業（病院局、企業局）職員が1,352人在職している。

## 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法（1）

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なり、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレース方式による比較を行っています。

### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も  
同じ人員構成  
として比較

〔 A社の人員構成に合わせた場合の  
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

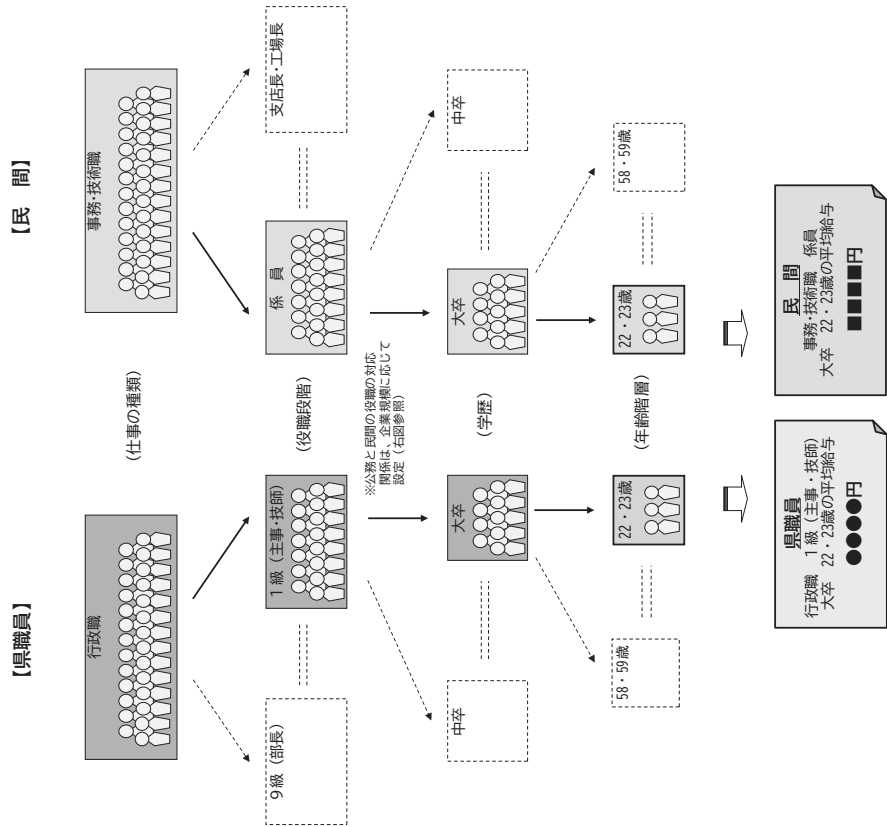
### ラスパイレース比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円（3.3%）低くなります。

## 民間給与との比較方法（２）

月例給の県職員給与と民間給与との比較（ラスパイレース比較）に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

職階	【県職員に支給されている給与総額(A)】		【民間に民間の給与を支給した場合の総額(B)】	
	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数
1級 主事・技師	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	係員
2級 主任主事・主任技師	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	主任
3級 係長・主任	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	係長
4級 係長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	係長
5級 課長補佐	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	課長代理
6級 課長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	課長
7級 課長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	課長代理
8級 次長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	課長
9級 部長	県職員(学歴・年齢別)平均給与×県職員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	民間(学歴・年齢別)平均給与×民間員数	課長

上記の総額(A)÷県職員総数=352,878円(a)

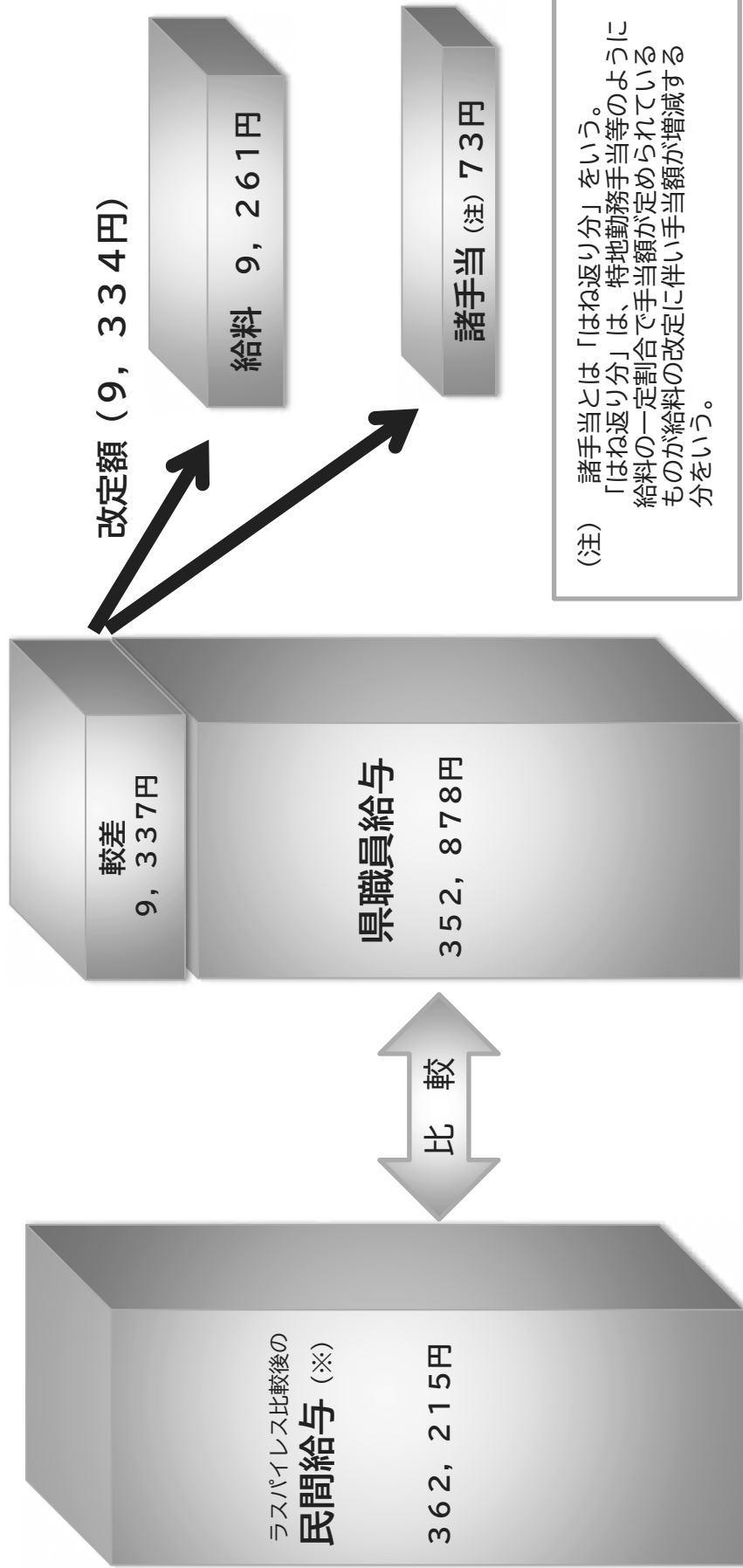
比較

上記の総額(B)÷県職員総数=362,219円(b)

**県職員給与と民間給与との較差 (b - a) = 9,337円 (2.65%)**

## 民間給与との較差に基づく給与改定

県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレレス比較 (前頁参照) により算出した民間給与額  
～県職員の人員構成 (職種、役職段階、学歴、年齢) と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～



## 本年の給与勧告のポイント

### 月例給、期末手当及び勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ

（1：令和6年4月1日から実施、2：令和6年12月1日から実施）

#### 1 月例給

- ・ 県内民間給与との較差（2.65%）を埋めるため、給料表を引上げ
- ・ 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定

#### 2 期末手当及び勤勉手当

- ・ 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月に改定（現行4.30月）
- ・ 期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

※ 勧告後の平均年間給与（行政職） 5,960,286円（勧告前との差 189,846円）

## 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

※ 特記するものを除き  
令和7年4月から実施

### 給 料 表

#### ◇係員級

新卒初任給や若年層の給料月額的大幅な引上げ

【行政職の初任給】

	大学卒	高校卒
改定前	197,561 円	167,756 円
改定後	220,983 円	188,840 円
改定額 (改定率)	23,422 円 (+11.9%)	21,084 円 (+12.6%)

令和6年4月先行実施

### 諸 手 当 等

#### ◇扶養手当

- ・配偶者に係る扶養手当の廃止
- ・子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円に引上げ

令和7年4月から段階的に実施

#### ◇地域手当

支給地域の単位を広域化し、級地区分及び支給割合の見直し

令和7年4月から段階的に実施

#### ◇通勤手当

- ・通勤手当の支給限度額を1か月あたり150,000円に引上げ
- ・特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件を緩和

#### ◇管理職員特別勤務手当

平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大

#### ◇再任用職員※の諸手当

地域手当、住居手当、特勤勤務手当、へき手当等を支給

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

#### ◇特別給

- ・勤労手当の成績率の上限を平均支給月数の3倍に引上げ
- ・特定任期付職員業績手当を廃止し、勤労手当を導入

#### ◇係長級～本庁困難課長級

給料月額の最低水準の引上げ

#### ◇本庁部次長級

- ・給料月額の最低水準を引上げ、職務の級間の水準の重なりを解消
- ・昇格メリットの拡大

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に見直しを行う

### 昇 給 制 度

行政職給料表8級相当以上の職員における昇給について、勤務成績が特に良好であるものに限定

## 県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	改定前		改定後		年間給与額の差 (千円)
		月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	18歳 (高校卒業程度初任給)	167,756	2,734	188,840	3,097	363
	22歳 (大学卒業程度初任給)	197,561	3,220	220,983	3,624	404
主任主事・主任技師	25歳	219,412	3,576	240,068	3,937	361
主任	30歳	261,703	4,322	276,530	4,596	274
	35歳	291,005	4,806	300,236	4,990	184
係長	40歳	333,800	5,584	339,309	5,714	130
	45歳	365,821	6,120	369,243	6,218	98
課長補佐	50歳	390,289	6,530	393,551	6,627	97
課長	55歳	474,914	7,719	478,433	7,826	107
部長	58歳	614,738	10,397	619,175	10,549	152

(注) 1 給与月額、給料及び管理職手当を基礎に算出

2 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したものの

### 最近の給与勧告の状況（行政職）

	月例給 公民較差（率）	期末手当及び勤勉手当（ボーナス）	
		年間支給月数	対前年比増減
平成26年	0.25%	3.80月	0.10月
平成27年	0.27%	3.90月	0.10月
平成28年	0.10%	3.95月	0.05月
平成29年	0.13%	4.05月	0.10月
平成30年	0.15%	4.10月	0.05月
令和元年	0.11%	4.15月	0.05月
令和2年	勧告なし	4.10月	△0.05月
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月
令和4年	0.35%	4.15月	0.15月
令和5年	1.03%	4.30月	0.15月
令和6年	2.65%	4.40月	0.10月

(注) 平成27年の月例給については、水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ（平均△2%）あり。